

JAB PD365 第4版 D0 へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	大坪孝至	1.3		G	本指針は ASIANGAP 総合規則 Ver. 2.1 2016 を参照して作成されているようである。しかし、日本 GAP 協会では、本年 6 月 3 日に、改定案の対するパブリックコメントを踏まえて、Ver.2.2 2019 を発行し、本年 8 月 1 日から運用開始すると発表している。	ASIANGAP 総合規則 Ver.2.2 2019 を参照して、本指針案を再改定すること。以下のコメントは、再改定に当たり参考にして頂ければ幸いです。	参考にさせていただきます。
2	大坪孝至	P1 表題 及び本 文中の 該当す る箇所 すべて		E	英字表記“GAP”を日本語で表現するのが望ましい。	ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 の 3.(30)項の注記を参考とし、「農業生産工程管理」と表記する。	△ 1.適用範囲の最後に「農業生産工程」と GAP が同じであることを記載しました。
3	大坪孝至	P1 表題及 び本文		E	上記に加えて、「GAP 及び」の文言の修飾関係が非常に分かりにくい。	ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 の 3.(30)項の注記を参考とし、「農業生産工程認証及び/あるいは農産物認	× この副題はスキームオーナーとの合意の上で決定しています。スキームオーナーとの検討

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
		中の該当する箇所すべて				証に関わる認証機関の認定」と分かるように注記をつけること。	の中で、今後副題改定のニーズが出てきましたら検討させていただきます。
4	大坪孝至	P1,P5 表題		E	表紙の表題の文言と不整合	表紙の表題に整合させること。	○ 修正しました。
5	大坪孝至	P5 序文		G	ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 の 5.1 項で「これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、日本 GAP 協会に事前に許諾を得る必要がある。」と記述されている。	許諾を得ていないのであれば、許諾を得ること。 許諾を得ているのであれば、出典と許諾を得ていることを明記すること。	× スキームオーナーとは契約を結び許諾を得て認定サブスキームを運用しています。しかし、本文書は、認証機関向けの文書ですので、ここに記すのは相応しくないと判断しています。なお、スキームオーナーとの関係については「関連機関関係分析表」に記載し、別途公開しています。
3	大坪孝至	同上		G	ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 の 13.1 項で「日本 GAP 協会は、IAF 会員かつ MLA 署名の機関を認定機関として指名し、認定業務に関する契約を締結する。」と記述されている。	日本 GAP 協会と契約を締結であることを明記すること。	同上
4	大坪孝至	同上及び本文中の該当する箇所すべて		G、Q	第 1 パラでは、「本文書は・・・に適用する適用する指針である」と記述されているが、第 2 パラでは、「…製品認証機関に対する要求事項を採用する。」と記述されている。参考までに、	ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 の 13.2 項(3a)の記述に従えば、認定の指針ではなく、ISO/IEC 17065 を参照する認定の追加的基準と位置付けるべきである。	× JAB PD200 2.2 項に「製品認証スキームの要求事項を引用し、認定サブスキームの枠組みを形作る。」と JAB PD300 シリーズ文書を位置付けています。 なお、IAF に指針文書(guidance document)はありません。ILAC には "ILAC Guidance

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 の 13.2 項(3)a)で、「認定機関は、認証機関が ISO/IEC 17065 及び ISIAGAP 総合規則に準拠した品質システムを運営している認証機関を認定する。」と記述されている。</p> <p>JAB あるいは IAF では、「指針」はどのように定義されていますか？ 定義されていれば、その定義内容と ASIAGAP 総合規則の上記記述は整合がとれているか？</p>		document"として "accreditation bodies and accredited organisations may provide information on the interpretation of accreditation criteria for specific applications" と定義されています。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。